ハ　無機繊維であって、次の（一）及び（二）に該当するもの
（一）　次のいずれかに該当するもの
1　二酸化けい素の含有量が全重量の五〇パーセント以上であって、比弾性率が二、五四〇、〇〇〇メートルを超えるもの
2　比弾性率が五、六〇〇、〇〇〇メートルを超えるもの（1に該当するものを除く。）
（二）　［略］
ニ・ホ　［略］
十六　［略］

第五条　輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　軸受又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの
イ・ロ　［略］
ハ　能動型の磁気軸受システムであって、次のいずれかに該当するもの又はそのために特に設計した部分品
（一）～（三）　［略］
二～十一　［略］

第六条・第七条　［略］

第八条　輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～八　［略］
九　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）2、本号ヘ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）
イ　対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズム（アルゴリズムの安全性が次の（一）から（六）までのいずれかに該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。）を用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの（当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段以外の手段で暗号機能を有効化できるものに限る。）のうち、次の（七）から（十）までのいずれかに該当するもの（十一）から（二十）までに該当するものを除く。
（一）～（九）
（十）　次の1及び2に該当するもの（七）から（九）までに該当するものを除く。
1　［略］
2　当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの（この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）又は第二十一条第一項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム（公開されているものを除く。）によって実現されているもの
（十一）～（十五）　［略］

ハ　無機繊維であって、次の（一）及び（二）に該当するもの
（一）　比弾性率が二、五四〇、〇〇〇メートルを超えるもの
［新設］
（二）　［略］
ニ・ホ　［略］
十六　［略］

第五条　輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　軸受であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（日本産業規格Ｂ一五〇一号で定める精度の等級が五以下の玉を除く。）
イ・ロ　［略］
ハ　能動型の磁気軸受システムであって、次のいずれかに該当するもの
（一）～（三）　［略］
二～十一　［略］

第六条・第七条　［略］

第八条　輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～八　［略］
九　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であって、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）2、本号ヘ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）
イ　対称アルゴリズムを用いたものであって対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズム（アルゴリズムの安全性が次の（一）から（六）までのいずれかに該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。）を用いたものであって、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したもの（当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるものに限る。）のうち、次の（七）から（十）までのいずれかに該当するもの（十一）から（二十）までに該当するものを除く。
（一）～（九）　［略］
（十）　次の1及び2に該当するもの（七）から（九）までに該当するものを除く。
1　［略］
2　当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの（この号から第十二号までのいずれかに該当するものに限る。）又は第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号若しくは第十七号のいずれかに該当するプログラム（公開されているものを除く。）によって実現されているもの
（十一）～（十五）　［略］